

矢板市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、介護保険制度に非該当の高齢者ではあるが、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等、社会適応が困難な者に対して、日常生活の指導、支援を行い、また体調調整をし、要介護状態への進行を予防することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、矢板市とする。

(事業の委託)

第3条 事業は、利用者の決定等を除き、社会福祉法人等（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

2 事業は、受託者が運営する施設（以下「実施施設」という。）のショートステイ専用ベッド又は空きベッドを利用して実施する。

(事業の内容)

第4条 1回の宿泊期間は必要最小限の日数とし、経費1日9,140円のうち90パーセントを助成する。ただし、助成は1人につき年間14日までを限度とする。

(利用対象者)

第5条 この事業の対象者は、矢板市に居住している概ね65歳以上の者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 介護保険の要介護認定で要支援又は要介護に該当しない者
- (2) 身体上又は精神上に日常生活を営むのに一部支障があり、社会適応が困難な者
- (3) 家庭環境等の理由により、家庭において生活指導等が困難な者
- (4) 伝染性疾患のない者

(移送)

第6条 移送は、原則として家族が行うものとする。

2 家庭等の状況により家族が移送できない場合は、実施施設が移送を行うことができるものとする。

3 実施施設が移送を行う場合は、実施施設が所有する車両を使用するものとする。

(利用申請等)

第7条 利用対象者が利用を希望する場合は、市へ利用施設及び利用期日等の連絡を行うとともに、高齢者生活管理指導短期宿泊事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請を受けた場合は、利用施設及び利用期日等の調整を行うとともに高齢者生活管理指導短期宿泊事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 介護者は、市の決定した利用日を変更しようとするときは、必ず市へ報告しなければならない。ただし、その報告を実施施設が代行しても差し支えないものとする。

(費用)

第9条 利用者は、入所に必要な経費のうち、1日につき914円及び食費、その他実費を負担し、施設による送迎を利用する場合は、送迎に係る利用料の全額を負担するものとする。

2 利用者が負担する費用は、実施施設の長が当該利用者から徴収するものとする。

3 実施施設の長は、高齢者生活管理指導短期宿泊事業経費請求書（別記様式第3号）を利用の月ごとに作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

4 市は、高齢者生活管理指導短期宿泊事業経費請求書に基づき、入所に要した経費のうち利用者負担分を除いた額を受託者に支弁する。

(台帳の整備)

第10条 実施状況を明らかにするために高齢者生活管理指導短期宿泊事業利用台帳（別記様式第4号）を、実施施設の長は、宿泊者に関する入退所の状況、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付ける。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。